



地域における多文化共生施策の推進 について

令和6年1月

総務省自治行政局国際室

目次

1. 「地域における多文化共生推進プラン」改訂のポイント・・・・・・・・・・ 2
2. 地方公共団体における多文化共生施策の推進
（「多文化共生事例集（令和3年度版）」）・・・・・・・・・・ 6
3. 地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置・・・・・・・・・・ 12

1. 「地域における多文化共生推進プラン」 改訂のポイントについて

「地域における多文化共生推進プラン」改訂の概要

旧プラン (2006年)

【背景・趣旨】

- 日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、従来の「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」の推進が必要。
- 都道府県・市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、外国人を地域で生活する住民として捉える観点から、総務省プランを策定。

【具体的な施策】

(1) コミュニケーション支援

- ①地域における情報の多言語化
- ②日本語及び日本社会に関する学習支援

(2) 生活支援

- ①居 住
- ②教 育
- ③労働環境
- ④医療・保健・福祉
- ⑤防 災

(3) 多文化共生の地域づくり

- ①地域社会に対する意識啓発
- ②外国人住民の自立と社会参画

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体の役割分担と連携・協働

改訂プラン (2020年)

【背景・趣旨】

- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応することが必要。
- 社会経済情勢の変化を経た上で多文化共生施策を推進する今日的意義は次のとおり。
 - (1)多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
 - (2)外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献
 - (3)地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
 - (4)受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

【具体的な施策】

(1) コミュニケーション支援

- ①行政・生活情報の多言語化 (ICTを活用)、相談体制の整備
- ②日本語教育の推進
- ③生活オリエンテーションの実施

(2) 生活支援

- ①教育機会の確保
- ②適正な労働環境の確保
- ③災害時の支援体制の整備
- ④医療・保健サービスの提供
- ⑤子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- ⑥住宅確保のための支援
- ⑦感染症流行時における対応

(3) 意識啓発と社会参画支援

- ①多文化共生の意識啓発・醸成
- ②外国人住民の社会参画支援

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応

- ①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応
- ②留学生の地域における就職促進

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体との連携・協働

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

2. 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

②日本語教育の推進

ア. 日本語教育の推進

日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)に規定された基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する。また、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努める。

地域の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努める。必要に応じて、基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置く。

イ. 日本語教育の推進に係る体制の整備

地域における日本語教育が適切に行われるよう、関係する行政機関、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努める。その際、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」(文化庁)の活用も検討する。

2. 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策

（2）生活支援

①教育機会の確保

- ア. 就学状況の把握
- イ. 就学に関する多言語による情報提供・就学案内
- ウ. 就学校・受入れ学年等の決定
- エ. 日本語の学習支援
- オ. 地域ぐるみの取組の促進
- カ. 不就学の子供への対応
- キ. 進路指導・キャリア教育
- ク. 全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進
- ケ. 外国人学校を各種学校等として設置認可する際の要件審査の弾力的取扱い
- コ. 幼児教育制度の周知・多文化対応
- サ. 学齢を経過した外国人への配慮

2. 地方公共団体における 多文化共生施策の推進 (「多文化共生事例集(令和3年度版)」)

地域における多文化共生施策の推進について

○総務省では、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定しているほか、全国の多文化共生に係る取組の好事例を集めた「多文化共生事例集」を作成し、地域における多文化共生施策を促進。

地域における多文化共生推進プラン（令和2年度）

○外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等の社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂

【具体的な施策】

(1) コミュニケーション支援

- ①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- ②日本語教育の推進
- ③生活オリエンテーションの実施

具体的な事例

(2) 生活支援

- ①教育機会の確保
- ②適正な労働環境の確保
- ③災害時の支援体制の整備
- ④医療・保険サービスの提供
- ⑤子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- ⑥住宅確保のための支援
- ⑦感染症流行時における対応

具体的な事例

(3) 意識啓発と社会参画支援

- ①多文化共生の意識啓発・醸成
- ②外国人住民の社会参画支援

具体的な事例

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応

- ①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進グローバル化への対応
- ②留学生の地域における就職支援

具体的な事例

【多文化共生施策の推進体制の整備】

- (1) 地方公共団体の体制整備
- (2) 地域における各主体との連携・協働

具体的な事例

多文化共生事例集（令和3年度版）

○改訂したプランを踏まえ、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による外国人住民への影響等に対応している新たな取組事例を入れて、令和3年8月に公表

【主な掲載事例】 () は事例の数

(1) コミュニケーション支援(17)

- ①一元的相談窓口の開設・運営 等(9)
- ②日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流の場の創出 等(6)
- ③生活設計支援冊子の作成 等(2)

(2) 生活支援(53)

- ①就学前教室 等(12)
- ②技能実習生の受入環境の整備 等(9)
- ③災害時防災リーダーの養成 等(11)
- ④医療現場への「やさしい日本語」の導入と普及 等(5)
- ⑤外国人保護者とのコミュニケーション支援ツールの作成 等(7)
- ⑥多言語対応が可能な不動産業者の紹介 等(3)
- ⑦動画を活用した情報発信 等(6)

(3) 意識啓発と社会参画支援(12)

- ①外国人住民向けのガイドブックの作成と日本人向けのワークショップの開催 等(7)
- ②多文化共生キーパーソンを活用した地域づくり 等(5)

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応(9)

- ①観光分野における外国人住民の取組 等(4)
- ②大学とハローワークとの留学生就職支援協定の締結 等(5)

(5) 多文化共生施策の推進体制の整備(6)

- (1) 多文化共生に係る連携体制の整備 等(3)
- (2) 広い主体と連携した指針・計画の策定 等(3)



▲外国人相談窓口の様子



▲外国人防災リーダー養成研修の様子



▲アートプロジェクト(ワークショップ)の様子



▲外国人住民が運営する会社による農業体験ツアーの様子



▲県と町が共催する「地域日本語教室」の様子

→ **引き続き、地域の実情を踏まえて多文化共生施策を推進するよう地方公共団体に依頼**

地域における日本語教育の取組事例① 〔日本語教育の推進〕

杉戸町国際交流協会の取組

〔日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流の場の創出〕

～杉戸町日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流活動～

背景・課題

- 外国人住民が日本語を学ぶことができ、また、日本人住民と外国人住民の交流を深めることができる場として、杉戸町日本語教室が開設。



▲日本語教室でマンツーマンで授業を行う様子

取組内容

- 杉戸町日本語教室は、近隣地域の外国人住民も対象とし、毎週水曜日に町内の公民館で無料で開講(マンツーマン方式)。日本語を学ぶ以外にも、折り紙教室や浴衣を着るイベントなど、日本文化を体験できる機会を提供。

取組のポイント

- 学習者の日本語レベルに合わせて、市販の教科書だけではなく、小・中学校の教科書や、新聞記事などの身近な「教材」も使用しているほか、日本語検定等のニーズに対応した教材も使用。
- 「日本語スピーチコンテスト」や「異文化交流パーティ」を開催し、学習者の学習意欲を維持するとともに、日本人住民と外国人住民の交流の場にもなっている。

成果

- 累計で延べ約1,000人が参加し、日本語検定の合格者等も排出。
- 町内の中学校や保育園からの依頼で、日本語教室の学習者が多文化共生や英会話の講師を務めるなど、地域における多文化共生への理解促進にも寄与。

(公財) 浜松国際交流協会の取組

〔ICTを活用した外国人散在地域における日本語教室の運営〕

～中山間地域におけるインターネット授業～



▲オンラインで発表する学習者
(画面に映っているのは指導役の大学生)

背景・課題

- 中山間地域の浜松市天竜区は、外国人散在地域で、日本語の指導ボランティアの高齢化が進む中、指導役の確保が課題。

取組内容

- ここは県内の常葉大学と連携し、同区で毎週行われている日本語教室において、月1回、同大学の日本語教員養成課程等の学生によるオンライン日本語教室を実施。教材は、(独)国際交流基金の「いろどり 生活の日本語」を使用。

取組のポイント

- 本事業の連携先に、常葉大学で日本語の教授法(教案作成等)を指導する教員が含まれており、その指導を受けた大学生が指導役を務めた。

成果

- 地理的に不便で日本語教師の不足が懸念される中山間地域でも、ICTを活用することで日本語教室の持続可能性を見出すことができた。
- 大学生にとっては、大学の学習内容を実践する場となった。

三重県津市の取組

〔就学前教室 等〕

～初期日本語教室「きずな」「移動きずな」・就学前日本語教室「つむぎ」～

背景・課題

- 市立小中学校・義務教育学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が増加する中、全ての学校に「日本語教育担当」を指名又は配置する等、市を挙げて体制を強化。



▲初期日本語教室「きずな」の様子

取組内容

- 初期日本語指導や日本の学校への適応支援をマンツーマンで行う、初期日本語教室「きずな」を実施。また、地理的な制約等から「きずな」に通えない児童生徒が在籍校でも同じカリキュラムが受けられるよう、「移動きずな」を実施。
- 就学前の外国人の子供を対象として日本語や学校生活について指導を行う、就学前日本語教室「つむぎ」を実施。

取組のポイント

- 市教育委員会職員や市民ボランティアスタッフを対象に「日本語指導ボランティア養成講座」を実施し、指導の質を確保。
- 日本語の理解が十分でない子供を対象に母語支援スタッフを配置するほか、保護者に向けた日本の小学校についてのガイダンスや相談対応を実施。

成果

- 参加した子供の保護者から、「前より日本語を話すようになった」、「子供はつむぎで勉強してから、小学校に行くことに対し、わくわくしている」、「大人の学びの場にもなった」等の評価。

地域における日本語教育の取組事例④ 〔教育機会の確保〕

岐阜県可児市の取組

〔関係機関と連携した就学促進〕

～庁内関係部署等と連携した就学促進～

背景・課題

- 外国人の子供が急増する中、言葉の壁や文化・制度の違いを背景にした不就学児が増加しないよう、平成17年頃から、庁内関係部署等と連携し、外国にルーツを持つ子供の就学を促進。



▲「ばら教室KANI」における授業の様子

取組内容

- 市民課での転入手続に続けて教育委員会での就学手続を案内。
- 小、中学校への進学を希望する外国にルーツを持つ子供を対象とした、学校への適応指導や初期の日本語指導等を行う初期適応指導教室「ばら教室KANI」を運営。
- 不就学のうえ就学の意思が確認できない家庭に対しては、コーディネーターが繰り返し家庭訪問を行い、説明や相談対応等を通じて就学を促進。

取組の ポイント

- 転入手続と連携し、就学手続漏れを防止。
- 家庭訪問の際は、保護者に対して子供が学校に通うことの重要性等を説明し、就学を促進。

成果

- 教室からは、これまでに900人以上の子供が就学。外国人住民の増加に伴う利用ニーズの高まりから、令和2年度に「第2ばら教室」を開設。
- 今後、日本語や教科学習など就学後の支援も検討。

3. 地域における多文化共生の推進に係る 地方財政措置

地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置

○ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和5年6月9日関係閣僚会議決定）等も踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要があることから、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

<地方単独事業分>

措置項目	地財措置
①行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費 対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器（タブレット端末等）の配備費、行政・生活情報の翻訳経費 等	(市町村分) 特別交付税措置
②先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費 対象経費：多文化共生アドバイザーの活用経費（旅費等）、多文化共生地域会議への出席旅費 等	
③地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費 対象経費：相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等	
④災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費 対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	(都道府県分・市町村分) 特別交付税措置
⑤定住外国人子弟等に対する就学支援策に要する経費 対象経費：就学状況、通学等の状況の調査経費、不就学児童の把握のために行う訪問や電話等による調査経費、就学ガイダンスの実施経費、就学パンフレットの作成・配布経費 等	

<国庫補助事業分>

措置項目	地財措置
⑥一元的相談窓口の運営に係る地方負担 ○外国人受入環境整備交付金（法務省所管）を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担 【参考】補助率：10/10、運営費1/2（R5当初予算 11億円）	(都道府県分) 普通交付税措置
	(市町村分) 特別交付税措置
⑦外国人材の受入・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担 ○文化芸術振興費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）（文化庁所管）に係る事業の地方負担 【参考】補助率：1/2（R5当初予算 6億円）	(市町村分) 特別交付税措置

■ 上記のほか、普通交付税の包括算定経費（国際化推進対策費）において、在住外国人支援等に要する経費※を措置（県分・市町村分）
 ※ 外国人向け情報誌・パンフレット等作成、外国語表記案内板・標識等設置、在住外国人向け日本語講座、外国人相談活動、外国人による国際理解講座 等
 （R5措置額 標準団体当たり 県分：17百万円、市町村分：4百万円）

総務省自治行政局国際室

電話 (03) 5253-5527 (ダイヤルイン)

E-mail kokusai@soumu.go.jp